

○姫路市公害防止条例

昭和48年4月1日

条例第1号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	事業者の責務(第3条—第9条)
第3章	市長の責務(第10条—第18条)
第4章	市民の責務(第19条・第20条)
第5章	事業者等に対する規制
第1節	工場等に対する規制(第21条—第32条)
第2節	建設工事等に対する規制(第33条—第42条)
第3節	自動車公害防止(第43条・第44条)
第4節	生活妨害の除去(第45条—第50条)
第6章	雑則(第51条—第54条)
第7章	罰則(第55条—第59条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生存と生活の確保に寄与するため、行政機関、事業者及び市民が各々の立場と責務を自覚し、公害防止にあらゆる努力を傾注するという基本理念に基づき、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより公害対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において「事業者」とは、工場等を設置している者及び工場等を設置しようとする者並びに建設工事を施工する者をいう。

4 この条例において「工場等」とは、工場、事業場等事業を行う場所をいう。

5 この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。

第2章 事業者の責務

(基本的責務)

第3条 事業者は、その責任において万全の措置を講ずることにより公害を発生させてはならない。

(最大限の努力義務)

第4条 事業者は、法令等に違反しないことを理由として、公害防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

(管理及び監視義務)

第5条 事業者は、ばい煙等を排出し、又は発生させる施設を適正に管理するとともに、その排出又は発生の状況を常に監視しなければならない。

(協力義務)

第6条 事業者は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 前項の協力には、市が監視施設の設置を事業者に求めたときは、これに関する費用負担を含むものとする。

(公害防止協定)

第7条 事業者は、市長が公害防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、公害防止に関する協定を締結したときは、誠実にこれを履行しなければならない。

(被害の処置)

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害については、その責任において適切に処置しなければならない。

(環境の整備)

第9条 事業者は、工場等の緑化等環境の整備に努めなければならない。

第3章 市長の責務

(基本的責務)

第10条 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公害防止に関する必要な施策を講じなければならない。

(環境目標の設定等)

第11条 市長は、よりよい生活環境条件を確保するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の目標

(以下「環境目標」という。)を必要に応じて定めるものとする。

2 市長は、前項の環境目標を達成するため必要な公害防止計画を策定するものとする。

(監視の義務)

第12条 市長は、ばい煙等の排出又は発生状況及びそれによる環境の汚染状況を常に監視しなければならない。

(調査等の義務)

第13条 市長は、適切な公害防止措置を講ずるための必要な調査、研究等を行わなければならない。

(公表の原則)

第14条 市長は、前2条の規定による監視及び調査等の結果が明らかになったときは、その状況を公表するものとする。

(知識の普及等)

第15条 市長は、公害に関する知識の普及及び公害防止の思想の高揚に努めなければならない。

(公共施設の整備等)

第16条 市長は、公害防止に資する公共施設の整備を促進する措置を講じなければならない。

2 市長は、地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたっては、公害防止について特に配慮しなければならない。

(広域公害に対する措置)

第17条 市長は、広域公害に対処するため、市域外に立地し又は立地しようとする工場等について実状の把握に努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による実状の把握を行った結果、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して公害防止に関する必要な措置を講ずよう要請しなければならない。

(苦情等の処理)

第18条 市長は、公害に係る苦情等について必要な調査及び指導を行う等迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

第4章 市民の責務

(基本的責務)

第19条 市民は、地域の快適な生活環境を確保するため、常に自ら公害を発生することのないよう努めなければならない。

(協力義務)

第20条 市民は、市その他行政機関が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第5章 事業者等に対する規制

第1節 工場等に対する規制

(規制基準の設定)

第21条 市長は、事業活動に伴って工場等から排出し又は発生するばい煙等を規制するため、必要に応じて規則で規制基準を定めるものとする。

2 前項の規定による規制基準は、事業活動に伴って工場等から排出し又は発生するばい煙等の量等の許容限度とする。

(規制基準の遵守)

第22条 工場等を設置している者及び設置しようとする者は、他の法令等で定める排出基準等のほか、前条第1項の規定により定める規制基準を遵守しなければならない。

(工場等の届出)

第23条 他の法令等に基づく規制対象施設を有する工場等(以下「特定工場等」という。)を設置している者及び特定工場等を設置しようとする者並びに規則で定める工場等(以下「一般工場等」という。)を設置している者及び一般工場等を設置しようとする者は、市の行う公害対策に資するため、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第24条 市長は、特定工場等から前条の規定による届出に関連した事項について報告を求めることができる。

2 市長は、特定工場等を除く工場等からこの条例の施行に必要な限度において報告を求めることができる。

(事故時の措置)

第25条 工場等を設置している者は、ばい煙等を排出し、又は発生する施設若しくはこれを処理する施設について故障、破損その他の事故が発生し又はそのおそれが生じた時は、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 特定工場等を設置している者又は一般工場等を設置している者は、前項に規定する事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、その状況を直ちに規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。また、当該事態が復旧したときも規則で定めるところにより市長に報告し、確認を受けなければならない。

(立入調査等)

第26条 市長は、第23条の規定による届出並びに第24条第1項及び前条第2項の規定による報告の内容を審査するため、必要な限度において、特定工場等に関係職員を立入検査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場等を除く工場等に関係職員を立入調査させることができる。

3 第1項の規定による立入調査及び前項の規定による立入検査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係人に提

示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特定工場等に対する措置)

第27条 市長は、第24条第1項の規定による報告及び第26条第1項の規定による立入調査の結果、不備な事項が明らかとなった場合は、その者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導するとともに関係行政機関に対して、規制等を要請するものとする。

(改善勧告)

第28条 市長は、特定工場等を除く工場等から排出し又は発生するばい煙等の量が第21条第1項の規定による規制基準に適合しないと認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、第21条第1項の規定による規制基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(停止命令)

第30条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わず、第21条第1項の規定による規制基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、期限を定めて、当該事態を除去するため必要な限度において、当該工場等の操業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第31条 市長は、特定工場等を除く工場等から排出し又は発生するばい煙等の量が第21条第1項の規定による規制基準に適合しないことにより人の健康に被害を生ずると認めるときは、前3条の規定にかかわらず、直ちに、その者に対し、期限を定めて当該事態を除去するため必要な限度において、当該工場等の操業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業計画書)

第32条 市長は、第11条第2項の規定による公害防止計画策定のため必要があると認めるときは、工場等を設置している者及び工場等を設置しようとする者に対し、将来の事業計画書の提出を求めることができる。

第2節 建設工事等に対する規制

(基準の設定)

第33条 市長は、規則で定める建設工事(以下「特定建設工事」という。)の施工により発生するばい煙等に係る基準を、必要に応じて規則で定めるものとする。

(基準の遵守)

第34条 特定建設工事を施工する者は、他の法令等で定める基準のほか、前条の規定により定める基準を遵守しなければならない。

(特定建設工事の届出)

第35条 特定建設工事を施工する者は、当該特定建設工事の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、災害でその他非常の事態の発生により特定建設工事を緊急に行う必要がある場合は、遅滞なく届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定建設工事を騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第3項の特定建設作業又は環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第59条第1項の特定建設作業と同じ期間に、同じ場所で施工する場合において、騒音規制法第14条又は環境の保全と創造に関する条例第59条の規定に基づく届出をしたときは、それをもって前項の規定による届出をしたものとみなす。

(改善勧告)

第36条 市長は、特定建設工事の施工に伴って排出し又は発生するばい煙等が第33条に規定する基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定建設工事を施工する者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事に係るばい煙等の処理又は防止の方法を改善し若しくは当該特定建設工事に係る作業時間を変更するよう勧告することができる。

(改善命令)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、第33条の規定による基準に適合しない事態が継続するときは、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事に係るばい煙等の処理又は防止の方法の改善若しくは当該特定建設工事に係る作業時間の変更を命ずることができる。

(停止命令)

第38条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わず、第33条の規定による基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事の施工の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公共事業等に対する配慮)

第39条 市長は、公共性のある特定建設工事の施工について、前3条の規定による改善勧告及び改善命令並びに停止命令を行うにあたっては、当該特定建設工事の実施が不可能にならないよう配慮するものとする。

(土砂等の運搬)

第40条 同一道路を反復して、土砂、鉱さい、汚泥等を運搬する自動車を実行する者及び運行させる者は、公害を発生させないよう必要な措置を講じなければならない。また、万一当該運行に伴って生じた公害に係る被害については、その責任において適切に処置しなければならない。

2 第36条、第37条及び第38条の規定は、前項に規定する者が同項の規定に違反し、周辺の生活環境が損なわれるときは、その者について準用する。

(土砂の流出防止等)

第41条 土砂の採取、土地造成その他これに類する行為を行う者は、公共用水域に土砂を流出させることによりその水質を汚濁し又はその水底に土砂を堆積させてはならない。

2 第36条、第37条及び第38条の規定は、前項に規定する者が同項の規定に違反し、当該公共用水域の機能が損なわれるときは、その者について準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第42条 市長は、建設工事を施工する者並びに第40条及び第41条に規定する者に対し、当該建設工事の施工等の状況その他必要な事項の報告を求め、又は必要な限度において、関係職員を当該建設工事の施工等の場所に立入検査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第3節 自動車公害防止

(自動車の使用制限)

第43条 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)を所有する者及び運転する者は、可能な限り不要不急の自動車の使用をさけるよう努めなければならない。

(自動車排出ガス等の防止)

第44条 自動車を所有する者及び運転する者は、常に自動車の適正な運転及び必要な整備を行い、当該自動車からみだりに排出ガス、黒煙及び騒音を排出し又は発生させないように努めなければならない。

第4節 生活妨害の除去

(夜間の静穏保持)

第45条 何人も、夜間において、音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。ただし、救急、水火災等非常の場合はこの限りでない。

(拡声機の使用制限)

第46条 拡声機を使用する者は、他の法令等に定めのある場合を除き、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(爆音機の使用制限)

第47条 鳥獣駆除のため爆音機を使用する者は、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(一般基準の遵守)

第48条 何人も、前2条に定めるほか、生活妨害を除去するため市長が必要に応じて定めるばい煙等に係る一般基準を遵守しなければならない。

(現場調査)

第49条 市長は、前3条の施行に必要な限度において、関係職員を現場調査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による現場調査に準用する。

(勧告)

第50条 市長は、前条の規定による現場調査の結果、第46条、第47条又は第48条の規定による使用基準又は一般基準に適合せず付近の生活環境が損なわれると認めるときは、その行為者に対し当該事態を消除するよう勧告することができる。

第6章 雑則

(中小事業者に対する助成措置)

第51条 市長は、中小事業者が行う公害防止施設の整備等について、必要な技術指導及び資金のあっせんを行う等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境審議会の意見聴取)

第52条 市長は、第11条第1項の規定により環境目標を定めようとするときは、姫路市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

2 市長は、第11条第1項の規定により環境目標を定めたときは、告示しなければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

第53条 前条第1項の規定は、第21条第1項の規定による規制基準、第23条の規定による一般工場等の範囲、第33条の規定による特定建設工事の範囲及び基準、第46条及び第47条の規定による使用基準、第48条の規定による一般基準を定め又は変更し若しくは廃止する場合に準用する。

(補則)

第54条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第55条 第31条の規定による停止命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第56条 第30条の規定による停止命令に違反した者は、6箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第38条の規定による停止命令に違反した者

(2) 第40条第2項又は第41条第2項の規定による停止命令に違反した者

第58条 第26条第1項の規定による立入調査及び第26条第2項又は第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 姫路市騒音防止条例(昭和33年姫路市条例第35号)は、廃止する。

(4町の編入に伴う経過措置)

3 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入(以下「編入」という。)の際現に編入前の家島町、夢前町、香寺町又は安富町(以下「4町」という。)の区域内において特定建設工事を施工している者及び4町の区域内において編入の日から平成18年4月3日までの間に特定建設工事を開始しようとする者に対する第35条第1項の規定の適用については、同項中「当該特定建設工事の開始の日の7日前までに」とあるのは、「家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入後直ちに」とする。

附則(平成6年10月1日条例第21号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成7年12月19日条例第36号)

この条例は、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)附則第1項の規則で定める日から施行する。

(平成7年12月28日兵庫県規則第100号で平成8年1月17日から施行)

附則(平成13年3月28日条例第32号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成17年12月20日条例第107号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。